## 定年後継続雇用時の

# 社会保険事務取扱いの拡大

随時改定の効果: 3ヶ月後に標準報酬 月額が変更される

(7月から)

取扱いについて概説します。 こで今回は、定年後も引き続き勤務する際の社会保険の 用する「再雇用制度」の導入を行っているかと思います。そ ったん退職扱いとし労働条件の見直しを行った上で、再雇 とが事業主に義務づけられました。多くの事業所では、い して希望者全員を65歳まで雇用する措置を導入するこ 本年4月より高年齢者雇用安定法が改正され、原則と

## ●社会保険の同日得喪とは

### 原則

月額が見直されます。 賃金を平均した額により 随時改定を行うことで標準報酬 の要件に該当したときには、変動が生じた月から3ヶ月の て固定的賃金に変動があり、2等級の差額が生じた等一定 社会保険の取扱いにおいて、基本給の昇級・降給等によっ

35万円

35万円

同日得喪

特別支給の老齢厚生年金(以下、「年金」)の受給権者で

4月再雇用→ 6月 5月

20万円

20万円

20万円

20万円

20万円

20万円

3月退職→ 4月 3月 7月 月例給与額 35万円 20万円 20万円 20万円 20万円 標準報酬月額 35万円 35万円 35万円 35万円 20万円



改定 随時

ができます。

ずに、再雇用された月から標準報酬月額を適用すること 呼んでいます。これにより随時改定に該当することを待た いがあります。この事務取扱のことを一般に「同日得喪」と 喪失届と資格取得届を同時に提出することができる取扱 る場合、雇用関係がいったん中断したものとみなし、資格 ある被保険者が、定年による退職後継続して再雇用され



同日得喪の効果: 3ヶ月を待たずに 標準報酬月額が変更される(4月から

月例給与額

標準報酬月額

## ●同日得喪の対象者の拡大

従来の 日得喪の対象となる被保険者の範囲が拡大されました。 本年4月より、高年齢者雇用安定法の改正に伴い、同

- ・年金受給権者である被保険者
- に変わり
- ・60歳以上の者で、退職後継続して雇用される者 に変更となりました。

2年4月に実施された対象者の拡大と併せて、契約変更 ごとにおいても適用されるので、使い勝手が飛躍的に向 で認められなかった同日得喪が可能となります。平成2 給まで一定の期間がありますが、この拡大によりこれま 上した感があります。 今後、60歳定年後に再雇用する場合には年金の受

### ●同日得喪のメリット

### 労働者のメリット

20万円

20万円

\*年金支給停止期間の短縮

更される。 齢年金の受給に有利。随時改定では4ヶ月目から変 標準報酬月額が当月から変更されるため、在職老

### 事業所の副次的メリット

\*社会保険料の削減

上記の事例では、約68,000円の効果がでます。

URL 社会保険労務士 赤井労務マネジメント事務所 http://www.6064.jp 赤井孝文